

改正

令和元年6月17日規則第31号

令和3年12月20日規則第38号

佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例（平成30年佐野市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設置許可の申請)

**第3条** 条例第11条第2項の規定による設置許可の申請は、設置事業許可申請書に設置事業計画、次に掲げる当該設置事業に係る図書及び第5条第7項の事前協議終了通知書の写しを添えて行うものとする。

- (1) 設置事業者及び工事施行者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- (2) 事業区域の位置図
- (3) 事業区域の区域図
- (4) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- (5) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧
- (6) 事業区域内の土地に係る公図
- (7) 土地利用計画平面図
- (8) 土地求積図
- (9) 造成計画平面図及び断面図
- (10) 排水計画平面図及び断面図
- (11) 擁壁の背面図及び断面図
- (12) 再生可能エネルギー発電設備の構造図及び着色した透視図
- (13) 事業区域内に設置する工作物の構造図
- (14) 維持管理に係る計画書
- (15) 立地環境に関する概要書
- (16) 設置事業者及び工事施工者が設置事業計画を実施するために必要な資力及び信用を有することを証する書類
- (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

2 第11条第2項の規定による設置許可の申請は、第5条第7項の通知書の通知を受けた日から起算して1年を経過した日までに行われなければならない。

(設置事業計画に定める事項)

**第4条** 条例第11条第3項第14号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 設置事業の施行に必要な法令及び他の条例に基づく許認可の取得の状況
- (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第16条第

1 項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況

(事前協議)

**第5条** 条例第12条第1項(条例第19条第4項において準用する場合を含む。)の規定による事前協議は、設置事業計画事前協議書に第3条各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の協議書の提出があったときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

3 条例第12条第2項(条例第19条第4項において準用する場合を含む。)の規定による指導及び助言は、事前協議指導・助言通知書を通じて行うものとする。

4 前項の通知書の通知を受けた申請予定事業者は、当該通知書の内容に適合させるために関係行政機関、近隣住民等その他関係人との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

5 前項の場合において、設置事業計画の内容が当該通知書の内容に適合したときは、事前協議指導・助言通知事項回答書を市長に提出するものとする。

6 第3項の通知書の通知を受けた申請予定事業者は、当該通知書の内容を十分検討し、設置事業計画の内容が当該通知書の内容に適合する見込みがないと判断したときは、事前協議取下書を市長に提出し、当該設置事業計画に係る事前協議を取り下げるものとする。

7 市長は、条例第12条第1項(条例第19条第4項において準用する場合を含む。)の規定による事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書により申請予定事業者に通知するものとする。

8 申請予定事業者は、提出した第1項の協議書の内容を変更しようとするときは、設置事業計画変更届に変更しようとする内容が確認できる図書を添えて、速やかに、市長に届け出なければならない。

(設置事業計画に係る標識の設置)

**第6条** 条例第13条第1項(条例第19条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める標識は、別記様式第1号によるものとする。

2 条例第13条第1項(条例第19条第4項において準用する場合を含む。)の規定により標識を設置した場合における同条第5項の規定による届出は、当該標識を設置した日から起算して3日以内に、標識設置届に次の図書を添えて行うものとする。

(1) 標識を設置した場所が明示された図面

(2) 標識の設置の状況及び記載された内容が分かる写真

3 申請予定事業者は、前項の規定により届け出た内容に変更が生じた場合は、設置した標識の内容を変更した後、標識設置変更届に同項に掲げる図書を添えて、当該標識の内容を変更した日から起算して3日以内に市長に届け出なければならない。

(説明会の開催)

**第7条** 申請予定事業者は、条例第13条第2項(条例第19条第4項において準用する場合を含む。)により開催する説明会(以下「説明会」という。)において、少なくとも次に掲げる事項について、説明しなければならない。

(1) 事業区域及び周辺地域の範囲

(2) 再生可能エネルギー発電事業の内容

(3) 設置事業の施行期間及び工事内容

(4) 設置事業により自然環境等に与える影響

(5) 前号の影響から自然環境等を保全するための措置

(6) 設置事業に係る意見の申出先及び苦情等の連絡先に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、事業区域及び周辺地域における自然環境等の実情に応じて、市長が必要があると認める事項

2 説明会を開催した場合における条例第13条第5項（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、当該説明会を開催した日から起算して7日以内に、説明会開催届に当該説明会で配布した資料その他市長が必要があると認める書類を添えて行うものとする。

（意見の申出等）

**第8条** 条例第13条第3項（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定による意見の申出は、説明会が開催された日から起算して14日以内に、申請予定事業者に対し、設置事業計画に対する意見を記載した書面（以下「申出書」という。）を提出して行うものとする。

2 条例第13条第3項（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定による意見の申出があった場合における同条第5項（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、説明会が開催された日から起算して21日以内に、意見の申出があった旨の届出書に提出された申出書の写しを添えて行うものとする。

（近隣住民等との協議）

**第9条** 条例第13条第4項（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議は、申出書の提出があった日から起算して14日以内に、当該申出書を提出した者（次項において「申出者」という。）に対し、当該申出書に対する見解を示した書類（以下この条において「見解書」という。）を提出して行うものとする。

2 申請予定事業者は、前項の規定により見解書を提出するときは、申出者に対しその内容をよく説明し、その理解を十分に得るよう努めるものとする。

3 条例第13条第4項（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議を行った場合における同条第5項（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、当該協議が終了した日から起算して7日以内に、協議状況届に見解書の写しを添えて行うものとする。

（許可の基準）

**第10条** 条例第14条第1項第1号（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分に講ぜられていること。

(2) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。

2 条例第14条第1項第2号（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 再生可能エネルギー発電設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和するものであること。

(2) 事業区域と隣接する土地との間に別表で定める緩衝帯が設けられていること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備が周辺の道路等から見えないよう低木、目隠しとなるフェンス等が設置されていること。

- 3 条例第14条第1項第3号（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域に地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域を含まないこと。
  - (2) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。
  - (3) 事業区域に森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の保安林の存する土地を含まないこと。
- 4 条例第14条第1項第4号（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。
  - (2) 事業区域内における法面の勾配が垂直方向1メートルに対する水平方向2メートルの勾配を超える場合は、次項第3号に掲げる基準に適合する擁壁が設置されていること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、造成計画が宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第5条に掲げる基準及び市長が別に定める基準に適合していること。
- 5 条例第14条第1項第5号（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
  - (2) 排水施設の構造が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準に適合していること。
  - (3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成等規制法施行令第6条第1項に掲げる基準に適合していること。
  - (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。
- 6 条例第14条第1項第6号（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 軟弱地盤である場合は、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。
  - (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講ぜられていること。
  - (3) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他の必要な措置が講ぜられていること。
  - (4) 事業区域の境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。
- 7 条例第14条第1項第7号（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域が接する部分について4メートル以上の幅員が確保されていること。
  - (2) 大型車の通行等による道路、河川、水路その他の公共施設の破損等を防止する措置が講ぜられていること。
- 8 条例第14条第1項第8号（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める基

準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、再生可能エネルギー発電設備から太陽光の反射が発生する場合は、透過性パネルの設置その他の太陽光の反射を軽減する措置が講ぜられていること。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準（騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項及び栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）第5条第1項の規定により定められた騒音に係る規制基準をいう。）に適合していること。
- (3) 設置事業完了後に、再生可能エネルギー発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。
- (5) 再生可能エネルギー発電設備の架台の構造が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項に掲げる基準を満たし、又は当該基準を満たすものに準ずると市長が認めるものであること。
- (6) 再生可能エネルギー発電設備及びその附帯設備が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に適合していること。

（許可の標識）

**第11条** 条例第15条（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める標識は、別記様式第2号によるものとする。

（関係書類の閲覧）

**第12条** 条例第16条（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧は、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行うものとする。

（着手の届出）

**第13条** 条例第17条（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、設置事業着手届により行うものとする。

（完了の届出等）

**第14条** 条例第18条第1項（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定による設置事業の完了又は廃止の届出は、設置事業完了（廃止）届により行うものとする。

2 条例第18条第2項（第19条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の検査済証は、検査済証によるものとする。

3 市長は、条例第18条第2項の規定による検査の結果が設置許可の内容に適合していないと認めるときは、検査済証不交付通知書により許可事業者に通知するものとする。

（変更許可の申請等）

**第15条** 条例第19条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、許可事業者又は工事施工者の氏名又は住所の変更その他の事業区域の現況、設置事業の規模等を勘案し市長が設置事業計画の内容を再度審査する必要がないと認める事項の変更とする。

2 条例第19条第2項の規定による変更許可の申請は、設置事業変更許可申請書に変更の内容が確認できる図書を添えて行うものとする。

3 条例第19条第3項の規定による届出は、設置事業変更届に同項の軽微な変更の内容が分かる書類

を添えて行うものとする。

(許可通知書等)

**第16条** 市長は、設置許可又は変更許可の申請があった場合において、許可をするときにあっては許可通知書により、許可をしないときにあっては不許可通知書により申請者に通知するものとする。

(設置事業の届出)

**第17条** 条例第21条第1項の規定による届出は、設置事業届出書に第3条第2号から第9号まで、第12号(透視図を除く。)、第13号及び第17号に掲げる図書を添えて行うものとする。

(設置事業の変更の届出)

**第18条** 条例第23条第1項の規定による届出は、設置事業変更届出書に変更の内容が確認できる図書を添えて行うものとする。

(審議会の組織及び運営)

**第19条** 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

8 審議会の庶務は、市民生活部環境政策課において処理する。

9 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(承継の届出)

**第20条** 条例第28条第2項の規定による届出は、承継届出書に承継の内容が分かる書類を添えて行うものとする。

(身分証明書)

**第21条** 条例第30条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書によるものとする。

(書類の提出部数)

**第22条** 条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類は、正本及び副本とする。この場合において、それらの提出部数は、設置許可又は変更許可にあっては正本1通及び副本2通とし、その他の届出、協議等にあっては正本1通及び市長が必要があると認める通数の副本とする。

(書類の様式)

**第23条** 第6条、第11条及び第21条に定めるもののほか、この規則の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

**第24条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第3条、第10条から第16条まで、第20条及び第22条（設置許可又は変更許可に係る部分に限る。）の規定は、同年10月1日から施行する。

（佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等の支給に関する規則の一部改正）

2 佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等の支給に関する規則（平成17年佐野市規則第49号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（令和元年6月17日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年12月20日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

**別表**（第10条関係）

事業区域の面積	緩衝帯の幅
10,000㎡以上15,000㎡未満	4 m
15,000㎡以上50,000㎡未満	5 m
50,000㎡以上150,000㎡未満	10m
150,000㎡以上250,000㎡未満	15m
250,000㎡以上	20m

## 別記様式第1号（第6条関係）

再生可能エネルギー発電設備設置計画についてのお知らせ		
事業名		
事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話	
事業区域	所在	佐野市
	面積	m <sup>2</sup>
発電施設の種別		
想定発電出力		k W
想定年間発電電力量		k W h
予定工事期間		
工事施行者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話	
代理人	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話	
標識設置年月日		年 月 日

備考 この標識の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とする。

別記様式第2号（第11条関係）

佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の許可標識			
許可を受け た者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	電話		
許可の概要	許可番号	第 号	
	許可年月日	年 月 日	
	事業名		
	事業区域	所在	佐野市
		面積	m <sup>2</sup>
	発電施設の種別		
	想定発電出力		
	想定年間発電電力量		
工事期間			
工事施行者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	電話		
許可をした 機関	名称		
	連絡先		

備考 この標識の大きさは、縦50センチメートル以上、横50センチメートル以上とする。

(表)

第	号
身分証明書	
所属名	
職 名	
氏 名	
生年月日	
<p>この者は、佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例第30条第1項の規定に基づく立入検査の権限を有する者であることを証明する。</p>	
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
	佐野市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

(裏)

<p>佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例（抜粋）</p> <p>（立入検査）</p> <p>第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、設置事業者、工事施行者又は発電事業者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、設置事業若しくは発電事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
---